

手話言語条例制定に係る意見交換会（第3回） 議事録（概要）

【日 時】 令和8年1月19日 19:00～20:45

【場 所】 宿毛市役所3階301会議室

【出 席】 宿毛市（福祉事務所）、ろう者（聴覚障害者）、宿毛市手話サークル、
中芸手話サークル（オンライン）、高知県聴覚障害者協会

1. 目的

宿毛市手話言語条例（案）について、市民に分かりやすい条例とする観点から、前文や条項構成、用語等を確認し、制定に向けた論点整理と合意形成を行う。

2. 条例案の全体方針（市より）

条例の主語は「市民」であり、近隣自治体の条例も参考にしつつシンプルで分かりやすい構成とした。目指すのは、健聴者と聴覚障害者が共生する社会の実現と考える。根幹は「手話は言語である」という認識を市民に広く共有し相互理解の促進をすることである。簡潔さを優先し条文を整理したが、関係者の思いは理解している。

3. 前文について

(1) 「手話は言語である」の配置・強調

ろう者：冒頭での強調（文字サイズ、改行等）を求めたい。

市：条例は書式・構成上の制約があり、独立配置等は形式的に難しい。

宿毛市手話サークル：カギ括弧（「」）で強調してはどうか。

市：条例審議会に諮ることは可能と思われる（保留）。

(2) 対象者の範囲

ろう者：「ろう者を含む全ての市民」に家族の明記を求めたい。

市：家族の困難は認識しており、「すべての市民」に家族等も含まれるとの考えである。読みやすさの観点で簡潔表現とした。「ろう者」も市民と考えるが、強調する意味で入れている。

4. 第1条（目的）について

現行案で異議なし。

5. 逐条解説について

宿毛市手話サークル：「ろう者」という語が耳慣れない市民もいるため、制定後の広報等で「ろう者とは」などの補足があると良い。

市：逐条解説は作成しないが、目的や概要を分かりやすく説明する補足資料を作成し周知していただくと考える。

6. 第2条（基本理念）、第3条（市の責務）について

現行案で異議なし。

7. 第4条（市民等の役割）について

中芸手話サークル：「市民等」を「市民」とした場合の旅行者・滞在者の位置づけについては。

市：宿毛市の区域内にいる人は条例趣旨に沿うものと考え、定義で明確化する必要はないと考える。旧案の事業者の役割の扱いについては、趣旨は維持しつつ表現を分かりやすく整理した。

8. 第5条（施策の策定及び推進）について

(1) 学習機会の創出

宿毛市手話サークル：「学習機会の創出」施策がなくなった理由は。

市：初心者講座や職員研修等は他の施策項目に包含される整理であり、削除意図ではない。学校での手話学習については、学校のカリキュラムを行政から求めるのは現実的に難しいが、国・県の方針により変化していくと考える。

(2) 災害時対応

市：災害時に聴覚障害を理由に命を落とすことがないように、しっかり取り組むために明記した。

9. 省略された条項（意見聴取・財政措置）について

(1) 意見聴取

市：市民・当事者の意見を施策へ反映することは、条例で規定しなくても行政として当然の責務との考えで条文化しない。

(2) 財政措置

市：施策実施には予算が伴うが、予算確保は重要性を財政担当部局に説明し協議して行うもので、条文の有無が直接左右するものではない。

ろう者：協議の場や予算がなくならないようお願いしたい。

10. 「ろう者」という表現について

ろう者：「ろう者」表現に不快感や拒否感を持つ人がいる懸念がある。

中芸手話サークル：「聴覚障害者」では手話を使わない人も含まれ条例の軸がぶれる恐れがある。

市：「全日本ろうあ連盟」など全国的な当事者団体で公式に使用されてもいる。

ろう者：本条例の趣旨（手話は言語である）からは「ろう者」という表現が自然であると考える。

11. まとめ

条例制定はゴールではなく、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けたスタートであるとの共通認識のもと、建設的に終了した。

決定事項

1. 今回提示された「宿毛市手話言語条例（案）」の内容を基に、条例制定手続きを進めることで合意した。
2. 前文中の「手話が言語である」との記述にカギ括弧（「」）を付加することの可否について、市が条例審議会に確認し、可能であれば反映させる。
3. 「意見聴取」及び「財政措置」に関する条項は設けないが、市はその趣旨を行政運営上、当然の責務として実行することを約束した。
4. 条例案を3月議会にかけ、4月1日の施行を目指すスケジュールで進める。